

浦添市指定給水装置工事事業者指定申請書作成要領

1. 新規・更新申請書類

(1) 提出書類

	提出書類	法人	個人	備考
1	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	○	○	表裏（両面）印刷で提出
2	機械器具調書	○	○	項目ごと1種類以上記載。 機械器具ごとの写真も添付すること。
3	誓約書（様式第2）	○	○	水道法第25条の3第1項第3号 イ～ホまでのいずれにも該当しない者であること。
添付書類				
4	代表者の住民票抄本	—	○	直近3か月以内に発行されたもの。（ コピー不可 ）
5	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	○	—	直近3か月以内に発行されたもの。（ コピー不可 ）
6	定款の写し	○	—	「原本の写しに相違ない証明」をすること
7	個人事業の開始・廃業等の届出書の写し又は、青色申告書の写し	—	○	いずれも、税務署受付印があるもの。
8	専属する給水装置工事主任技術者証等の写し	○	○	
9	事業所の位置図（見取図）及び写真	○	○	事業所の場所が分かる地図※1 事務所写真（事業所看板のある正面と内部）
10	指定給水装置工事事業者証	○	○	※更新申請のみ、従前の証書返納。
11	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 記入様式	○	○	更新時における確認事項

※書類は、A4 番クリップ留めで提出してください。

※1 ゼンリン地図を使用する場合、ゼンリンの許可が必要です。（別紙参照）

(2) 申請手数料

申請（新規・更新）	11,000 円
指定事業者証の再交付	1,000 円

(3) 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書類（**更新時のみ**）

様式等は、浦添市ホームページよりダウンロードして下さい。

(4) 申請窓口

浦添市水道部 工務課 給排水係
〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番3号
電話 098-877-8462（直通）

指定給水装置工事事業者指定申請書

浦添市長 殿

【氏名又は名称】
法人：登記事項証明書に記載された商号
個人：事業所名

【押印】 不要

【住所】（郵便番号）
法人：登記事項証明書に記載された本店所在地
個人：申請者の住民票の住所

【代表者氏名】
法人：登記事項証明書に記載された代表者名
個人：申請者の住民票の氏名

令和〇年 〇月 〇日

氏名又は名称

住所 〒

代表者氏名

TEL

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役から監査役まで役員全部を記入 ※ <u>個人事業者の場合は、記載不要</u>	
事業の範囲	法人：登記事項証明書の目的欄の項目を記入 個人：営業目的を記入
機械器具の名称、性能および数	別紙のとおり

- ① 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称
法人：表面と同じであっても記載してください。
- ② 事業所の所在地
郵便番号、TEL 及び FAX 等の記載もしてください。

記入例

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	①
上記事業所の所在地	②
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
上記の事業所で業務を行う主任技術者は、すべて記載してください。	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(別表)

機 械 器 具 調 書

令和〇年 〇月 〇日現在

種 別	名 称	形 式 、 性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	高速△○スーパーソー	L 1 2 5 5 - N	1	
	○×パイプカッター	φ 13～25 C 1	2	
	エンピカッター	φ 13～25 C 2	2	
管の加工用の機械器具	□○ネジキリ機	S S △ × - V	1	
	やすり	△ □ △	1	
管の接合用の機械器具	パイプレンチ	△ ○ △	3	
	トーチランプ	A B × × - 1	2	
	モンキーレンチ	M 50 B C	2	
水圧テストポンプ	電動水圧テストポンプ	MMX ・ T - 5 0 K 2	1	
その他				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者およびその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇年 〇月 〇日

申請者

氏名又は名称

住所

代表者氏名

印

浦添市長 殿

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

（水道法第25条の3より抜粋）

○ゼンリン地図複製等利用する場合

ZENRIN Maps to the Future

地図複製等利用のご案内

地図複製等
利用

許認可申請・届出等の書類にコピー
添付する場合

それ以外の目的で複製等利
用する場合

許認可申請・届出等の書類にコピー添付する場合

当社地図製品の地図または地図画像を
以下のような許認可申請・届出等の書
類にコピー・印刷して利用する場合、
当社発行の「複製許諾証」の貼付が必要
です。

自動車保管場所証明申請（車庫証明
申請）
道路使用・占用許可申請
建築確認申請
自動車保管場所届出 など



「複製許諾証」貼付による利用手続き

1申請または1届出につき1枚の「複製許諾証」を地図コピーに貼付してください。正本のほか副本を作成する場合は、正本の地図コピーにのみ1枚貼付してください。なお、「複製許諾証」は、1申請または1届出に対する複製利用料として、1枚200円（税別）で発行しております。「複製許諾証」は、当社事業所または当社公式オンラインショップStoreでは、25枚単位で発行しております。

最寄りの当社事業所はこちらより確認ください

[ZENRIN Storeで「複製許諾証」を確認 >](#)



「複製許諾証」貼付位置見本



「複製許諾証」の貼付位置は、地図コピーの左下を推奨しております。